

岸和田市貝塚市清掃施設組合事務局設置条例施行規則

平成2年3月20日

規則第1号

(趣旨)

第1条 岸和田市貝塚市清掃施設組合事務局設置条例(昭和41年条例第6号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項は、この規則に定めるところによる。

(事務局の組織)

第2条 事務局の事務を分掌するため、次の課及び係を置き、名称は次のとおりとする。

- (1) 総務課 庶務係
- (2) 環境技術課 環境技術第1係
環境技術第2係

(課長)

第3条 課に、課長を置く。

2 課長は、上司の命を受け、課に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(参事)

第4条 事務局及び課に参事を置くことができる。

2 参事は、上司の命を受け、担当事務を掌理する。

(係長)

第5条 係に、係長を置く。

2 係長は、上司の命を受け、係に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(主幹、主査及び主任)

第6条 上司から特に指定された事務を掌理させるため、課に主幹、係に主査及び主任を置くことができる。

(事務分掌)

第7条 課及び係の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 総務課
 - ア 条例及び規則等の立案ならびに要綱、告示その他の文書の審査に関すること。
 - イ 議会に関すること。
 - ウ 監査事務に関すること。
 - エ 公印に関すること。

- オ 公平委員会に関すること。
- カ 人事及び給与に関すること。
- キ 財政に関すること。
- ク 物品の購入（環境技術課所管を除く）に関すること。
- ケ 入札及び契約に関すること。
- コ 行財政改革に関すること。
- サ 地方公会計の整備、公共施設等総合管理計画に関すること。
- シ 財産管理に関すること。
- ス 管理棟・啓発棟の管理運営に関すること。
- セ 財務会計システムの運用管理に関すること。
- ソ 情報公開に関すること。
- タ 統計資料の作成に関すること。
- チ ホームページに関すること。
- ツ 廃棄物のリサイクルの啓発に関すること。
- テ 岸和田市・貝塚市の廃棄物関係部局との連携による市民啓発に関すること。
- ト 廃棄物の処理手数料の徴収事務に関すること。
- ナ 他の課の所管に属さないこと。

(2) 環境技術課

- ア ごみ焼却施設の維持管理に関すること。
- イ ごみ焼却施設の運転計画に関すること。
- ウ ごみ焼却施設の稼働に伴う物品の調達に関すること。
- エ 公害に係る分析・測定に関すること。
- オ ごみ処理施設稼働に伴う実績・統計に関すること。
- カ 焼却残渣等の処理に関すること。
- キ 施設の改善計画に伴う調査・研究・企画に関すること。
- ク エネルギーの有効利用に関すること。
- ケ 防火防災計画等に関すること。
- コ 建築設備全般の維持管理に関すること。
- サ リサイクルプラザ施設の維持管理に関すること。
- シ リサイクルプラザ施設の運転計画に関すること。
- ス リサイクルプラザ施設の稼働に伴う物品の調達に関すること。
- セ 労働安全衛生に関すること。
- ソ ごみ処理基本計画及びごみ処理実行計画の策定に関すること。
- タ 再生資源化物等の推進及び処理に関すること。
- チ 運転管理委託業務に関すること。
- ツ ごみの搬入受入指導に関すること。
- テ 施設内緑地の維持管理に関すること。

2 局長が重要かつ緊急な課題を効率的に事務処理するため、各課から必要な知識又は豊富な経験を有する職員を、現所属課のまま期間を定めて、他の課の事務の

従事を命ずることができる。

(議会等の協力処理)

第8条 管理者は、議会、会計管理者、監査委員及び公平委員会の権限に属する事項の処理について、職員のうちから任命し、当該事務に従事させるものとする。

(サービスの取扱い)

第9条 職員のサービス、作業方法その他工場の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成10年12月7日規則第1号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月27日規則第1号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年5月27日規則第1号)

この規則は、平成14年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月1日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年2月21日規則第1号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。